

東浦町観光振興事業等支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町の魅力を広く発信するとともに、地域資源を活かした観光の振興及び地域の活性化を目的とした自主的な事業を支援する東浦町観光振興事業等支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、東浦町補助金等交付規則（昭和52年東浦町規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 町内で実施する事業又は町外で実施する町の魅力発信、観光振興、地域活性化等に寄与する事業であること。
- (2) 事業費が1,000万円以上の事業であること。
- (3) 来場者が5,000名以上見込まれる事業であること。
- (4) 過去に同様の事業を行った実績がある事業であること。
- (5) 申請した日の属する年度内に完了する事業であること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業については、補助対象事業としない。

- (1) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とした事業
- (2) その他町長が適当でないと認めた事業

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象事業を行う団体とする。ただし、次に掲げる団体は除く。

- (1) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とした団体
- (2) 東浦町暴力団排除条例（平成23年東浦町条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者
- (3) その他町長が適当でないと認めた団体

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る別表に掲げる経費とする。ただし、協賛金等の収入が当該補助対象経費以外の経費を超える場合には、当該超えた額を当該補助対象経費から控除するものとし、国、県等から補助金等の交付を受けている場合には、当該補助金等の額を当該補助対象経費から控除するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、補助対象経費としない。

- (1) 団体構成員の人件費、事務所維持のための経費等の団体の経常的な運営に要する経費
- (2) 慶弔費、交際費、懇親会費等の社会通念上公金を財源とすることが不適切な経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、100万円又は補助対象経費のいずれか少ない方を限度とし、予算の範囲内において町長が定める額とする。

2 前項の規定にかかわらず、別表第2の左欄に定める事業に対する補助金の額は、同表の右欄に定める額を限度とし、予算の範囲内において町長が定める額とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業を実施する前に、規則第4条の補助金等交付申請書に次の書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 補助対象事業の事業計画書
- (2) 補助対象事業の収支予算書
- (3) 定款、規約その他の団体の概要が分かる書類
- (4) 過去に同様の事業を行った実績が確認できる書類
- (5) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、規則第6条の補助金等交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(変更申請)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の全部若しくは一部を廃止し、中止し、又は変更しようとするときは、あらかじめ規則第10条第1項の補助事業変更承認申請書を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更を承認したときは、規則第10条第2項の補助事業変更承認書により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了したとき又は補助対象事業の廃止若しくは中止の承認を受けたときは、完了した日又は廃止若しくは中止の承認を受けた日から起算して30日以内に、規則第12条の補助事業等実績報告書に次の書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 事業実施時の写真
- (2) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 町長は、前条の規定による報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、規則第13条第2項

の補助金等交付請求書を町長に提出するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による請求があった場合は、補助事業者に補助金を交付するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年7月18日から施行する。
- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和7年3月31日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

1 報償費	ボランティアに対する謝礼等
2 需用費	消耗品費、チラシ・ポスター等の印刷製本費、資材・書籍等の購入費
3 役務費	切手、電話等の通信運搬費、広告料、保険料、申請料等
4 使用料及び賃借料	会場使用料、車両・物品・器具等のレンタル・リース料等
5 委託料	会場設営委託料、司会業務委託料、清掃業務委託料、警備業務委託料等
6 その他の経費	その他町長が必要と認める経費

別表第 2（第 5 条関係）

事業名	補助金の額
大府東浦花火大会	補助対象経費に東浦町と大府市の協議により認められた時点の東浦町と大府市の人口に基づき按分した数を乗じて得た額